



# グループ法人税制

## 2. 適用時期

- 譲渡損益の繰延べ及び寄付金の取り扱いは平成 22 年 10 月 1 日以後の取引から適用されます。
- 中小企業向け優遇措置不適用及び受取配当は平成 22 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

## 3. まとめ

グループ法人税制の概要を下記の表にまとめましたので、ご確認ください。

項目	概要	改正による影響	
		メリット	デメリット
① グループ内の法人間での譲渡損益の繰延べ ☆	グループ内の法人間で生じた一定の資産の譲渡損益を繰延べる	譲渡益を繰延べながら、経営資源の再配置が可能	譲渡損の繰延べ、事務負担の増大
② グループ内法人間の寄付 ☆	グループ内での寄付は、支出法人で全額損金不算入、受取法人で全額益金不算入	支払側と受取側での二重課税を回避	損金算入限度額の利用不可
③ グループ内の法人株式の発行法人への譲渡に係る損益 ☆	グループ内の法人株式の発行法人への譲渡について、譲渡損益を認識しない	譲渡益が計上されない	譲渡損が計上されない
④ 中小企業向け優遇措置の不適用 ☆	大法人(資本金5億円以上)の100%子会社には中小企業向け優遇措置を適用しない	なし	大企業グループに属する中小法人の税負担が増加
⑤ グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入(負債利子控除) ☆	100%子会社からの受取配当金は全額益金不算入(負債利子控除の不適用)	親子会社間で配当による資金移動がしやすくなる	なし

☆ 平成 22 年 10 月 1 日以後の取引から適用されます。

★ 平成 22 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

## 4. グループ法人税制の導入を前に

グループ法人税制は、法人にとって有利・不利の両面が考えられることから、項目ごとにメリット・デメリットを考えなくてはなりません。

まずは、貴社の資本関係、会社間の取引や個々の法人の保有資産を統一的に把握して、グループ法人税制の適用の有無やその影響について、把握することが大切です。

グループ法人税制の導入を前に、適用要件であるグループへの加入もしくは離脱という、租税回避行為でない合理的な経営判断が望まれます。

また、グループ法人税制の適用を受ける法人においては、連結納税制度採用のための大きなデメリットであった「連結子法人の繰越欠損金の切捨て」措置等を緩和する改正が行われていることもあり、単体申告から連結納税申告への移行も選択肢の一つとしてご検討されてはいかがでしょうか。



# 「IFRS」がわかる！ ～基本事項の再点検～



今回は、会計業界で何かと話題となっている IFRS のご紹介です。IFRS について、まだ何もしていない方は、まず何を押さえておけばよいのでしょうか。本ニュースレターでは、IFRS 関連情報のうち特に重要であると考えられる基本的事項を Q&A 形式でご紹介いたします。

**Q1** : IFRS とはそもそも何ですか。何を指しているのでしょうか。

**A1** : IFRS (「イファース」と呼びます。) とは国際財務報告基準のことで、    で示した基準の総称です。

設定主体		備考
IASB (国際会計基準委員会)	IASB (国際会計基準審議会)	
<b>概念フレームワーク</b>	—	資産、負債、収益、費用等の会計に関する概念を定義。 <b>概念的</b>
<b>IAS</b> (International Accounting Standards ;国際会計基準)	<b>IFRS</b> (International Financial Reporting Standards ;国際財務報告基準)	収益認識、金融商品など、個別事項の会計方針等について規定。
<b>SIC 解釈指針</b> (Standing Interpretation Committee)	<b>IFRIC 解釈指針</b> (International Financial Reporting Interpretation Committee)	個別事項の詳細等について規定。実務指針、適用指針に該当。 <b>詳細</b>

※IASB は IASC から改組されましたが、IASC が設定した、フレームワーク、IAS、SIC 解釈指針は、基本的には現在でも有効です。

**Q2** : IFRS と現状の日本の会計基準 (J-GAAP) とどう違うのですか。どのような影響があるのでしょうか。

**A2** : 現状の J-GAAP との相違点として、細かいところはたくさんありますが、ここでは、重要な基本事項とそのインパクトとして、以下の4つに絞ってご紹介します。

項目	要点	ビジネス上のインパクト
① 原則主義	■ J-GAAP が比較的詳細まで規定する条文主義であるのに対して、IFRS では必要最低限を規定する <b>原則主義を採用</b> しています。	■ 原則に基づき、その国や企業にあった <b>会計処理を、企業自身が考えなければならない</b> ケースが増えると予想されます。 ■ このため、経理部門はもちろん、様々な取引関係者にも <b>会計センスが問われる</b> こととなります。
② 財務諸表の変更	■ 貸借対照表→ <b>財政状態計算書</b> 、損益計算書→ <b>包括利益計算書</b> へ名称・様式が変更されます。	■ <b>新たな財務情報の収集作業</b> 、及び、収集した <b>財務情報の集約の業務</b> が必要になります。
③ 包括利益	■ 包括利益計算書への変更に伴い、為替換算調整勘定や、その他有価証券の評価差額など、貸借対照表へ直入していた <b>資産価値等の増減等を包括利益として認識</b> し、包括利益計算書上に表示します。	■ 長期的に保有している <b>資産の評価差額</b> (その他有価証券評価差額金) や在外子会社の取得時からの <b>為替の影響</b> (為替換算調整勘定) が <b>業績評価の対象</b> となります。 ■ これを受けて、 <b>長期的な視点にたったビジネスモデル</b> が求められることと考えられます。
④ マネジメント・アプローチ	■ <b>経営者目線</b> での財務諸表を開示することです。すなわち、管理会計と整合性のとれた財務情報を開示することをいいます。	■ セグメント情報や経営管理数値などの管理会計について、 <b>財務会計と整合性</b> をより重要視します。 ■ IR 等の開示において、 <b>企業のオリジナリティ</b> が求められるかもしれません。

# 「IFRS」がわかる！ ～基本事項の再点検～

**Q3** : その他、IFRS の実務に取り組むにあたって知っておいたほうがよいことはありますか。

**A3** : IFRS の導入実務にとりかかる上で、まずは以下について念頭においてください。

項目	要点	ビジネス上のインパクト
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS の強制適用時期の判断は、<b>とりにあらず 2012 年を目途</b>とすることが 2009 年 6 月に金融庁より発表されました。これによれば、<b>強制適用は最短で 2015 年</b>となることが予想されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来るだけ早めにインパクトを洗い出し、対応可能かどうか、対応可能としても作業ボリュームはどれくらいかなど、把握しておくことをお奨めします。</li> <li>これについて、<b>2015 年までの大まかなスケジュール</b>を行っておきます。</li> </ul>
初度適用・過年度遡及修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>初度適用とは、<b>企業が初めて IFRS に準拠して作成する年次財務諸表及び期中財務報告</b>を行うことをいいます。</li> <li>初度適用の場合には、IFRS 開始財政状態計算書及び IFRS 財務諸表を<b>同一の会計方針を適用</b>しなければなりません（過年度遡及修正）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過年度遡及修正”は、<b>実務上、多大な作業等の負担となるおそれ</b>があるため、以下について検討する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>業績上のインパクト</b> …<b>損益へのインパクト</b>がどのくらいなのか、効果測定を行うことが必要であると考えます。</li> <li><b>実務上のインパクト</b> …<b>遡及修正を行うことが可能なのか、どのように行うべきなのか</b>、検討が必要です（例えば、財務データは入手可能性や、修正作業の実効可能性など）。</li> </ul> </li> <li>会計方針の変更は、<b>可能な限り遡って</b>過去の会計処理の修正作業が必要となります。</li> <li>過年度遡及修正は、全ての項目について必要とは限りません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>… “してはならない” → <b>例外規定</b></li> <li>… “しなくてもよい” → <b>免除規定</b></li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 導入により収益認識、資産計上、減価償却のルールなど、会計方針が変更されることが予想されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>J-SOX への影響</b> IFRS 導入に伴う会計方針の変更により、キーコントロール（財務報告に係る内部統制）が変更される可能性が高いため、J-SOX への影響についても考慮します。場合によっては、J-SOX プロジェクトを IFRS プロジェクトに置き換えて対応するの一案です。</li> <li><b>基幹システムへの影響</b> 基幹システムで IFRS へ対応できるか検討する必要があります。既存のソフトウェアの償却期間と IFRS 導入スケジュールを考慮して、改修・買換等の意思決定を早めに行っておくことをお奨めします。</li> <li>(参考) 会計方針及び付随する業務フローの見直し・検討が必要な項目例</li> </ul>

### 検討・見直し事項例

製造原価/売上原価の算定方法	
収益計上基準	減価償却方法
開発費の資産計上	機能通貨の検討
借入費用の資産計上の検討	
未払有給休暇の計上の検討/退職後給付の見直し	
減損の戻入の検討	連結範囲の見直し
廃止事業の見直し	引当金計上の見直し
金融商品の認識・測定の見直し	

今月号のテーマは、いずれも企業の会計や税務に関するものです。少し難しいテーマですが、新しい会計基準や税制を理解することは、利益や納税額を予測する上で、今後ますます重要になってきます。

本号がその一助になれば幸いです。

**【出版企画委員会】岩橋・岡田・菊地・坂下・赤塚・鈴木景子**

この内容についてのご意見・お問い合わせはこちらへ

**Adres : newsletter@miraic.jp**